

## 別添 1 共同住宅共聴施設整備事業（改修の場合）で使用する機器等の標準仕様

### 1 目的

本仕様は、共同住宅共聴施設整備事業（改修の場合）における機器の標準的な仕様等を明示することにより、事業実施者における計画策定等の効率化を図ることによって、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様は、交付要綱のうち「共同住宅共聴施設整備事業」（改修の場合）における共聴施設に適用する。

### 3 共通事項

(1) 共聴施設は、有線電気通信法に規定する有線電気通信設備（同一建物及び同一構内の場合は、届出不要）であり、同法に定める技術基準（501端子以上の場合は有線テレビジョン放送法が適用される。）が適用される（別添1参照）。

(2) 設備・機器に共通する仕様は、次の各項を標準とする。

ただし、建築基準法に規定がある場合、地理的条件、周囲環境等の理由により特殊仕様の必要性が認められる場合にはこの限りではない。

① 瞬間最大風速毎秒40mにおける風圧に耐える構造であること。

② 軽量堅固で耐久性、耐水性、放熱性、耐震性、耐食性に優れ、保守調整に便利な構造であること。

③ 電源電圧の変動に対しても安定に動作するものであること。

### 4 設備・機器ごとの仕様

設備・機器ごとの仕様は、次の各項を標準とする。

(1) 受信点設備

受信点設備は、主に受信アンテナ、アンテナ支持柱、前置増幅器及びヘッドアンプで構成する。

① 受信アンテナ

○受信する電波の周波数に適応したものであること。

○必要な受信レベルを確保できること。

○設置場所で規定される性能を満足すること。

② アンテナ支持柱

○ 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

③ 前置増幅器

○受信した電波をヘッドアンプに必要なレベルまで増幅する必要がある場合に使用するものであること。

④ ヘッドアンプ

ヘッドアンプは、受信した放送波（前置増幅器を介した場合を含む。以下同じ。）のレベル、周波数関係などを考慮し、次のいずれかの設備から必要な範囲で選定し

たものであること。

ア チャンネルプロセッサ

(受信した電波を、チャンネルごとに独立して、増幅し、調整し、変換する機能を有する設備)

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
- 各チャンネルユニットは、各々独立し脱着可能な構造であること。
- パイロット信号が必要な場合は、パイロット信号発生装置を組み込可能な構造であること。

イ ブロックコンバーター

(受信した電波を、1又は複数ブロックでM I D帯域等へ変換する機能を有する設備)

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。

ウ レベル調整器

(受信した電波のうち特定の周波数について、レベルを調整する機能を有する機器)

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。

(2) 伝送設備

伝送設備は、主に増幅器、分岐・分配器、同軸ケーブル、で構成する。

① 増幅器

- 幹線及び分配線による減衰や、分岐・分配器の挿入損失を補償する機能を有すること。

② 分岐・分配器

- 金属製のきょう体に收容された構造であること。

③ 同軸ケーブル

- アルミラミネート同軸ケーブルであること。

(3) 送信点設備

送信点設備は、主に送信アンテナ、送信アンテナ支持柱、送信機及び電源設備で構成する。

① 送信アンテナ

- 送信する電波の周波数及び空中線電力に適応したものであること。
- 放送サービスを行うエリアを確保する範囲で必要な性能を有すること。

② 送信アンテナ支持柱

- 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

③ 送信機

- 金属製のきょう体に組み込んだ構造であること。

④ 電源設備

- 金属製またはアルミ合金製のきょう体に收容された構造であること。

別添1

有線テレビジョン放送施設の技術基準(有線テレビジョン放送法)

項目	規格	所要性能		
		規格	備考	
1 有線テレビジョン放送の場合の性能	1.1 受信空中線出力レベル(BER)	$1 \times 10^{-4}$	短縮化リードソロモン(2004,188)符号による誤り訂正前とする。	
	1.2 加入者端子信号レベル	(1) 信号レベル (dB $\mu$ )	47~81	(注2)
		(2) レベル安定度1分間以内の変動 (dB)	3以内	電源ハム変調の妨害を除く。
		(3)搬送波のレベルと隣接する標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波レベルとの差 (dB)	10以内	
		(4) チャンネル内振幅周波数特性偏差 (dB)	搬送波の周波数を中心とする5.6MHzにおいて ±3以内	
	1.3 加入者端子信号の質	(1) C/N(帯域幅5.6MHz) (dB)	24以上	
		(2) 電源ハム変調度 (dB)	-30以下	
		(3) 周波数偏差 (kHz)	±20以内	
		(4) その他の妨害およびひずみ	映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。	
	2 共通の性能	2.1 加入者端子間結合度 (dB)	-25以下	1. 26MHz帯IFのTV受信機を接続する場合は局発妨害を防ぐため必要な措置をとる。 2. コンバータ、ブースタを設置する場合も加入者端子の短絡、開放で異常の生じないこと。
2.2 加入者端子の負荷インピーダンス		定格出力インピーダンスに対しVSWRが3の負荷に対しても画質、音質に劣化が認められないこと。		
2.3 テレビジョンおよびFM放送以外の信号による妨害		画質、音質により評価し、実用上、障害となる妨害を与えないこと。		
不要放射 (dB $\mu$ /m)		IEC法により 34以下		

注1. レベルは定格出力インピーダンス75 $\Omega$ の端子を75 $\Omega$ の純抵抗負荷で終端したときの実効値をdB $\mu$ で表したものです。ここでdB $\mu$ は1 $\mu$ Vを0dBとするdB値である。定格出力インピーダンス300 $\Omega$ の端子ではこれに6dB加えた値とする。信号レベルは特記しない限り、映像搬送波の最高レベルで示す。

注2. 強電界地域で直接受信妨害が生じる場合、最低レベルの増加、あるいは必要な措置をとる。

※ 図は有線テレビジョン放送法を参照願います。